

町民の皆さまへ

町民の皆さまには、これまで徹底した新型コロナウイルスへの感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心掛けていただいたことに感謝申し上げます。

宮城県、大阪府、兵庫県の3府県で4月5日から5月5日までの31日間、「まん延防止等重点措置」が発令されたことから、町民の皆さまに、感染予防対策の取り組みについて、ご協力をお願いします。

1. 「まん延防止等重点措置が発令されている宮城県、大阪府、兵庫県との往来」は、不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。
2. 家庭や職場を含むすべての場において、「マスク着用」、「手洗い」、「消毒」、「三密の回避」、「感染リスクが高まる5つの場面での感染予防の徹底」など基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いします。
3. 発熱、咳等の体調不良時には、「かかりつけ医」や「受診・相談センター」に電話相談のうえ、医療機関を受診するなど、早めの対応をお願いします。

以上の3項目について、改めて町民の皆さんのご協力をよろしく願います。

令和3年4月7日

西和賀町長 細井洋行